○防衛省告示第百五十四号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十八年七月七日

防衛大臣　中谷　元

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）	一区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径四〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径二〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 平成二十八年七月十六日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後五時三十分まで 二区域 平成二十八年九月一日から同月二十五日までの間及び平成二十七年二月二十日から同年四月十五日までの間、それぞれ毎日午前八時から午後五時三十分まで	全ての漁船の操業の禁止

人事異動

内閣府

（金融庁総務企画局審議官）内閣府事務官　氷見野良三

金融庁金融国際審議官に任命する

（金融庁総務企画局参事官）同　白川　俊介

金融庁総務企画局審議官を命ずる

（同）同　水口　純

兼ねて金融庁総務企画局審議官を命ずる

金融国際審議官　河野　正道

願により本官を免ずる（以上七月一日）

金融庁

（証券取引等監視委員会事務局総務課長）内閣府事務官　水口　純

（総務企画局国際室長）同　小森　卓郎

総務企画局参事官を命ずる（各通）

（総務省総合通信基盤局付）総務事務官　西岡　邦彦

内閣府事務官に任命する

総務企画局参事官を命ずる

（監督局総務課課長補佐）内閣府事務官　池田　賢志

総務企画局総務課国際室長を命ずる

（総務企画局政策課長補佐）同　鈴木　啓嗣

総務企画局政策課サイバーセキュリティ対策企画調整室長を命ずる

（農林水産省大臣官房政策課調査官）農林水産事務官　島村　知亨

内閣府事務官に任命する

総務企画局企画課信用機構企画室長を命ずる

（検査局総務課統括検査官）内閣府事務官　知本　恵一

（同）同　鶴見　佳久

検査局総務課主任統括検査官を命ずる（各通）

（財務省東北財務局理財部検査監理官）財務事務官　熊沢　隆一

（財務省北海道財務局理財部検査監理官）同　山本　明浩

検査局総務課統括検査官を命ずる（各通）

（総務省情報通信国際戦略局国際政策課長補佐）総務事務官　高本　純

内閣府事務官に任命する

監督局総務課監督企画官を命ずる

（証券取引等監視委員会事務局特別調査課長）内閣府事務官　河村　企彦

証券取引等監視委員会事務局総務課長を命ずる

（証券取引等監視委員会事務局市場分析審査課情報処理調整官）同　高橋　祐二

証券取引等監視委員会事務局総務課情報解析室長を命ずる

（証券取引等監視委員会事務局総務課情報解析室長）同　伊佐　浩明

証券取引等監視委員会事務局統括調査官を命ずる

（総務企画局付）同　中澤　亨

証券取引等監視委員会事務局特別調査課長を命ずる

（検査局総務課統括検査官）同　石井　学

（証券取引等監視委員会事務局統括検査官）同　篠田　均司

財務省に出向させる（各通）

（総務企画局参事官）同　渡辺　久晃

（監督局総務課監督企画官）同　小林　知也

総務省に出向させる（各通）

（総務企画局企画課信用機構企画室長）同　黒井　哲也

農林水産省に出向させる

（財務省関東財務局理財部検査監理官）財務事務官　椋　正寛

及川　春之

内閣府事務官に任命する

検査局付を命ずる

願により本官を免ずる（各通）（以上七月一日）

法務省

（東京地方検察庁検事）検事　長　好行

辞職を承認する（六月三十日）

（大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補兼大阪簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　栢分　宏和

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務事務官（法務省人権擁護局付）に併任する　白石　俊輔

検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する

（東京地方裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　武富　可南

（同）同　水木　淳

（同）同　奥田　達生

（同）同　小野　健

（同）同　髙場　大地

（同）同　西澤　瑞人

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する（各通）

（同）同　那波　郁香

（東京家庭裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）同　渡部　孝彦

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する

金融庁に出向させる

東京地方検察庁検事に併任する（各通）（以上七月一日）

農林水産省

株式会社農林漁業成長産業化支援機構執行役員　平岩　裕規

農林水産事務官（大臣官房付）に採用する

（大臣官房広報評価課長）農林水産事務官　高橋　孝雄

（大臣官房付）同　平岩　裕規

辞職を承認する（各通）（以上六月三十日）

（九州農政局次長）農林水産事務官　川合　靖洋

大臣官房審議官に昇任させる

（文部科学省大臣官房付（命文部科学省生涯学習政策局生涯学習総括官））文部科学事務官　岩本　健吾

農林水産事務官（大臣官房審議官）に昇任させる

消費・安全局付に併任する

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　田中　照久

農林水産事務官（大臣官房審議官）に昇任させる

農村振興局付に併任する

（大臣官房付）農林水産事務官　新井　毅

農村振興局農村政策部長に転任させる

（大臣官房統計部管理課長）同　津垣　修一

東海農政局次長に転任させる

株式会社日本政策金融公庫特別参与　増田　直弘

農林水産事務官（関東農政局次長）に採用する

（国土交通省土地・建設産業局企画課長）国土交通事務官　百崎　賢之

農林水産事務官（九州農政局次長）に転任させる

（大臣官房付）農林水産事務官　倉重　泰彦

大臣官房広報評価課長に転任させる

（食料産業局企画課長）同　深水　秀介

大臣官房統計部管理課長に配置換する